

## 大区画ほ場整備事業の今後の予定について

「25年度事業着工を目指して」

名取土地改良区

| 区分   | 期日                               | 業務の内容  |
|--|----------------------------------|--|
| 1. 推進体制の確立   | (平成24年)<br>5月                    | 地元から選任された農業者の代表者から構成される推進委員会を各地区(閑上・下増田・下余田・四郎丸・堀内・玉浦)に設立する。併せて、同委員会の中に次の部会を置く。<br>工事部会 (工事全般に関する事項)<br>営農・担い手部会 (将来の地域営農計画・作業の共同協業化・集団転作等に関する事項)<br>土地利用調整部会 (土地及び機械利用の調整・担い手の育成に関する事項) |
| 2. 区画確定  | 6月<br>7月                         | 推進委員会が主体となって、農業者の意向を確認しながら、ほ場整備事業の実施区域を定める。将来の営農の方向性を見据え、事業実施区域内の区画割、道路、用排水路の計画を策定する。  |
| 3. 営農意向調査  | 6月～7月                            | アンケートにより、農家個々の営農実態と今後の農業経営及び地域農業の在り方について、又は、ほ場整備事業の実施に関する意向の確認と土地の換地に関する要望意見を収集し、今後の地域農業の発展に向けた事業計画書に反映させる。  |
| 4. 事業計画書策定<br>(1) 工事計画<br>(2) 促進計画                           | 6月～8月<br>6月～9月                   | 県において、事業実施区域内の区画割、道路、用排水路の工事計画を策定する。<br>市において、促進計画(担い手の検討、集積の目標設定、農地流動化の検討、作付け及び転作の検討)を策定する。   |
| 5. 3条資格者の確定  | 4月～9月                            | 土地改良区において、法手続きに必要な3条資格者(安否確認・相続調査)を確定する。   |
| 6. 地元説明会   | 10月                              | 事業計画書(基本計画・促進計画)に基づき地元説明会を開催する。  |
| 7. 法手続き<br>(1) 公告縦覧等<br>(2) 同意収集<br><br>(3) 施工申請<br>(4) 事業採択 | 10月～3月<br>11月～1月<br><br>1月<br>3月 | 計画概要書公告縦覧(法第85条第6項)。計画決定官報公告縦覧(法第87条第5項)<br>土地改良法(法第85条第2項)上、3条資格者(耕作者又は利用権設定していない時は所有者)の3分の2以上の同意が必要。しかし、所有権の観点から100%の同意を目指す。   |
| 8. 工事着工  | H25.4～H28.3                      | 平成25年度からの本格着工とする。  |